

水難事故防止のため 三方五湖水面等利用ルールが できました



※ 水上バイク等は、航行ルールやマナーを守りましょう！

※水上バイク等…水上バイク、プレジャーボート、ジェットスキー等

徐行エリア

〈動力船は波の立たない速度(概ね 8 km/h以下)で航行〉

・競技用ボート(レガッタ)、ボート部の練習艇、監視艇、漁業関係者がいる場合は、更に減速。

※久々子湖(裏面参照)



自粛エリア

・動力船の航行はしない。(レイククルーズ船、電池推進遊覧船、漁船、監視艇、若狭町内マリーナ等発着かつ各漁協の許可を得た船は除く) ※三方湖、菅湖、水月湖、日向湖(裏面参照)

安全な航行

・暴走、蛇行、波立、他船への接近、航路妨害等の行為はしない。
・信号を守る。

騒音防止

・急発進、急加速や空ぶかしにより、迷惑を及ぼす騒音を出さない。
・大声で騒ぐなど周囲の迷惑行為はしない。

マリーナの利用

・マリーナやレジャー施設以外で、水上バイク等の積み下ろしはしない。

【基本的な考え方】

近年、レクリエーション志向の多様化に伴い、三方五湖において、水上バイクなどの利用者が急激に増加しています。

こうした多様な利用が行われている一方で、三方五湖においては、水上バイク等の水面利用する者による騒音・危険・迷惑行為などにより他の利用者や周辺住民、漁業関係者の支障となる水面利用上の問題が顕著化しています。

そのため、安全で秩序ある快適な水面利用を図るための「三方五湖水面等利用ルール」を定めました。三方五湖の水面を利用する一人ひとりが、このルールを守り、安全で秩序ある快適な水面利用に努めましょう。



福井県迷惑行為等の防止に関する条例

人が遊泳しまたは手こぎのボート等が回遊する水面において、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇、水上スキー等操縦して、疾走、急回転等により、遊泳しまたは手こぎのボート等に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為は、福井県迷惑行為等の防止に関する条例で禁止されています。(条例第10条関係)

該当する者は、50万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処せられます。常習者は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。(条例第14条関係)

【三方五湖について】

三方五湖は、若狭湾国定公園を代表する景勝地の一つであり、万葉集にも歌われ古より四季折々の美しさを広く知られる湖です。1937年に国の名勝に指定や国際的に重要な湿地として2005年にラムサール条約に登録、また、2019年には日本農業遺産にも認定されました。

三方湖・水月湖・菅湖・日向湖・久々子湖からなり、五つの湖は淡水・海水・汽水とそれぞれに違った性質を持っています。湖によって水質が異なるため、水の色が微妙に違って見えるため、「五色の湖」といわれ、淡水魚から海水魚まで様々な魚が生息しています。

また、2012年には、水月湖の「年稿」が、世界の年代測定の「標準時」に決まりました。



三方五湖を利用される皆さんが、
安全、安心で快適にご利用できるようマナーを守りましょう。

三方五湖水面等利用協議会

美浜町漁業協同組合、南西郷漁業協同組合、鳥浜漁業協同組合、海山漁業協同組合、五湖と自然を守る会、福井県ローイング協会、(一社)若狭美浜観光協会、(一社)若狭三方五湖観光協会、早瀬区、笹田区、久々子区、日向区、三方地区区長会、西田地区区長会、大谷造船工業(株)、(株)弘和(レインボーマリン)、ワカサリリゾート(株)、三方五湖ネイチャークルーズ、福井運輸支局、福井県警察本部、敦賀警察署、福井県、美浜町、若狭町

【事務局】美浜町役場 住民環境課 0770-32-6703 若狭町役場 産業振興課 0770-45-9102

【三方五湖航行ルールマップ】

